

外国にルーツを持つ子どもの宗教に配慮した食事対応の動向 - 保育の先行研究・省庁の資料等の文献で取り上げられた事項の分類 -

濱名 毅

(学校法人あけぼの学院)

キーワード：多文化共生保育、食の禁忌、代替食、ハラール食、断食

本研究は、先行研究や省庁の資料等でみられた、外国にルーツを持つ子どもの食事面での宗教的配慮の動向を整理された。先行研究や省庁の資料の食事面での宗教に関する内容を基に分類した結果、「宗教上禁止された食材の除去」、「ハラール食・コーシャ食の取り扱い」、「断食」、「食事制限を嫌がる子どもの対応」、「宗教による食事の違いの説明」の5つのカテゴリーに整理された。各カテゴリーでは、(1)事項とそれに対する(2)取組・対応、(3)先行研究の課題を解説した。上記のカテゴリーの対応を考察すると、「宗教上禁止された食材の除去」、「ハラール食・コーシャ食の取り扱い」、「断食」、「食事制限を嫌がる子どもの対応」は、保護者の判断を前提に、保育施設で実施可能な対応を行うことが共通していた。一方で「宗教による食事の違いの説明」は、宗教上の食事制限についての子どもの疑問に答える保育の実践に関わる内容であり、宗教の理解と保育の専門性が必要になることが窺えた。

1. 研究目的

出入国在留管理庁(2020)の令和2年在留外国人統計によれば、在留外国人数は288万5,904人であり、10年前に比べ71万1,753人(35%)増加した。年齢別にみると、乳幼児(0～5歳)の総数は11万214人となっており、厚生労働省(2021)の日本における外国人の人口動態では、外国人の出生数は1万8,797人となっている。平成30年12月に出入国管理及び難民認定法が改正されたこともあり(出入国在留管理庁,2018)、今後外国にルーツを持つ子ども¹⁾の増加が予測される。

米国国務省民主主義・人権・労働局(2019)は、「外国人労働者と緊密に接触する非政府組織(NGO)によると、(日本に来る)移住者や外国人労働者のほとんどは、仏教または神道以外の宗教を実践している」と指摘している。そのため、将来的に日本の保育現場では、様々な宗教の子どもが在園するようになり、宗教的配慮が必要になると思われる。特に、宗教と食事・食生活は密接に関係しており(日本保育協会,2008)、保育施設で、外国にルーツを持つ子どもの食事面で宗教的配慮をする必要がでてくるだろう。日本保育園保健協議会(2011)の調査では、保育所10,467園のうち、宗教上の理由(牛・豚の禁止)で個別対応をしている園は689園(6.58%)だった。外国にルーツを持つ子どもの増加を踏まえると、今後、食事面で宗教的配慮をする保育施設の数は、さらに増加するものと思われる。

そうした中、厚生労働省(2020)が三菱UFJリサーチ&コンサルティングに調査を委託した「保育所等における外国籍等の子どもの保育に関する取組事例集」では、「入園時点において、食事面ではアレルギー対応と併せて宗教上の理由で制限がある場合の対応も確認するなど、早期から情報を収集し、保育所の職員間で共有するようにしましょう」と記載されており、食事面で宗教上の理由による制限を把握するよう推奨している。また、同資料には、宗教上禁止された食材や、ハラール食²⁾(イスラム教において食べることが許されているもの)に関する取組事例を記載していた。加えて、翌年実施された厚生労働省(2021)が三菱UFJリサーチ&コンサルティングに調査を委託した「保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応に関する調査研究」でも、宗教的な問題から豚肉などの除去等の個別対応や代替食が必要なことや、宗教食対応で食材の除去などが必要な場合調理においても人員体制の強化が必要なことを説明していた。

外国にルーツを持つ子どもの宗教に配慮した食事対応の動向

また、文部科学省(2020)の「外国人幼児等の受入れにおける配慮について」では、「豚肉が食べられない、他の幼児と一緒に水着に着替えることができないなど、宗教や母国の習慣などで特別な事情がある場合には、外国人幼児等を特例として一方的に他の幼児に認めさせるのではなく、その文化について他の幼児に分かりやすく説明し、多様な文化に対する興味や関心を育んだり、多様性を受け止める機会となったりするようにすることが大切です」と宗教上の食事面の制限をはじめとする違いを子どもに説明するよう推奨している。また、同資料内で、外国人幼児等の状況を知るために保護者に確認した方がよいこととして、外国人幼児等のプロフィールや家庭環境等を記載するための書式(項目)の作成を提案しており、その中の項目の一つに、「配慮事項(宗教、習慣、食べ物など)」を挙げている。

上記の省庁の資料では、禁止された食材やハラール食について言及されていた。また、これらは保育の先行研究でも取り上げられている(中・小宅, 2018 等)。一方、先行研究では、省庁の資料では扱われてないラマダン³⁾の月の断食の対応や(宮本・亀村, 2020 等)、宗教上禁止された食材を食べたがる子どもの対応事例も取り扱われていた(新倉, 2001 等)。さらに、先行研究の対応は、保護者の要望や保育施設で対応できる範囲が異なるため、一様ではなく差異もみられ、対応は多岐にわたると考えられる。

将来的に外国にルーツを持つ子どもが増加することを踏まえると、食事面で宗教に配慮した対応や取組の様々な知見が必要となると考える。そのため、省庁の資料はもちろんのこと、先行研究の知見も基に、食事面での宗教上の配慮すべき事項と、その取組や対応を把握する必要があると考える。加えて、先行研究の知見だけでなく、先行研究で明らかにされていない点も挙げ、今後の課題とする必要がある。

それらを踏まえて、本研究では、省庁の資料や先行研究等の知見も基に、食事面での宗教上配慮している事項を整理する。また、それぞれの事項で、どのような取組や対応が報告、指摘されているかを明らかにする。加えて、事項ごとに先行研究で明らかにされていない点を、先行研究の課題として挙げる。

2. 方法

本研究では、国会公立図書館の「国立国会図書館サーチ」や「CiNii」等で検索された保育の先行研究と、省庁や市、協会等の資料を基に、食事面で外国にルーツを持つ子どもの宗教に配慮した内容を収集した。また、宗教についての知識も説明する上で必要となるため、宗教を取り扱った研究も引用する。

先行研究を整理する上でカテゴリ分析を用いる。はじめに、分析対象となった各文献を精読し、保育施設の食事場面での宗教上の問題やその対応や取組に関する記述を抽出した。抽出したデータごとにラベルをつけてコード化し、複数の論文でみられる類似したコードを基にカテゴリ化を行った。

3. 結果

先行研究等でみられた、食事場面での宗教に関わる内容を、「宗教上禁止された食材の除去」、「ハラール食・コーシャ食⁴⁾の取り扱い」、「断食」、「食事制限を嫌がる子どもの対応」、「宗教による食事の違いの説明」の5つのカテゴリに分類した。以下では各カテゴリの(1)事項と(2)取組・対応(3)先行研究の課題を解説する。

3-1 「宗教上禁止された食材の除去」

(1) 事項

「宗教上禁止された食材の除去」は、外国にルーツを持つ子どもが宗教上食べてはいけない食材があるため、給食で口にしないよう保護者から要望がある(新倉, 2001, 塩野谷, 2004 等)。仮に、保育者が禁止された食材を子どもに食べさせてしまった場合、大きな問題に発展する危険性がある(宮崎, 2011)。実際に、宗教上の理由で豚肉を禁止しているのに、子どもがハム入りの蒸しパンを給食で食べたことを保護者が知り、激怒して退園させるに至った事例も報告されている(佐藤・新沢・勅使ら, 1994)。

では、宗教上食事面で禁忌とされるものには、どのようなものがあるだろうか。禁止された食材は宗教によって様々であり、食材に限らず、食べ合わせや食べ方が決められたものもある(Kittler, Sucher & Nelms, 2016 表1 参照)。

また、調味料や菓子類など、原料に含まれる食品にも注意が必要である(佐藤, 2007)。例えば、イスラ

ム教では、豚肉やアルコールを使った加工品、動物性油脂やゼラチン・ショートニングなど原材料に含まれる食品が禁止される(吉野, 1999)。加えて、イスラム教やユダヤ教、ヒンドゥー教では調理器具も分別しなければならず、厳格なイスラム教徒(ムスリム)やヒンドゥー教徒の中には、肉類を料理したフライパンは洗ってあっても、同じものを使用することを忌避する人もいる(観光庁, 2010)。

このように、禁止される食材は宗教によって様々であるが、同じ宗教であっても、国による違いや、地域差、個人差があることが指摘されている(佐久間, 2018)。先行研究では、イスラム教の保護者の中には、豚肉そのものは禁止するが、ゼラチンなど原材料で使用されているものは許可する人や(佐久間, 2018)、豚肉等の禁止された食材を給食で提供することを許可する人も報告されている(小宅・中, 2018)。加えて、同じ家族でも宗教的な規範の厳格さは異なることも指摘されており(黒木, 2014)、夫婦で保育者に求める対応の意見が相違することもある(中・小宅, 2017; 小宅・中, 2018 等)。このようなケースは、母親が日本人で、父親がイスラム教徒である場合がある(塩野谷, 2004; 小宅・中, 2018)。

表 1 宗教上の食事の制約(Kittler, Sucher & Nelms, 2016)※一部修正

	セブンスデー アドベンチスト 教会	仏教	東方正教会	ヒンドゥー教	ユダヤ教	モルモン教	イスラム教	ローマ・ カトリック教
牛肉		A		X				
豚肉	X	A		A	X		X	
肉類全般	A	A	R	A	R		R	R
卵・乳製品	○	○	R	○	R			
魚	A	A	R	R	R		R	
貝、甲殻類	X	A	○	R	X		※R	
アルコール	X			A		X	X	
コーヒー・お茶	X					X	A	
肉と乳製品を一緒に食べる					X			
酵母で発酵させた食品					R			
食肉の儀式的屠殺					+		+	
節度のある食事	+	+				+	+	

記号の説明

X… 禁止または強く回避、A… 敬虔な信者は回避、R… 食品の一部規制または信者の一部は回避

○… 許容されるが一部では回避される場合もある、+… 実施される。

※イスラム教は貝類が禁止のため(観光庁, 2010)、「貝、甲殻類」にRを追加。

(2) 取組・対応

「宗教上禁止された食材の除去」の対応について、厚生労働省(2020)の事例集では、「宗教上の理由で食事に配慮が必要な場合、保護者にしっかりと確認したうえで給食用の食材を用意している」「宗教上食べられないものがあるかどうか確認してもらおう。園としても対応が難しい場合には、弁当を持参してもらおう」と記載されており、保護者の確認を基に、給食における対応と弁当持参による対応に分けて説明していた。先行研究でも同様の傾向がみられ、「保護者から確認」を取り、保育施設で実施できる場合は「食材の除去」を行い、対応の難しい場合「代替食として弁当の持参」してもらおう対応がみられた。以下では、「保護者から確認」、「食材の除去」、「代替食として弁当の持参」に分けて説明を行う。

保護者から確認

厚生労働省(2020)では、「入園時点において、食事面ではアレルギー対応と併せて宗教上の理由で制限がある場合の対応も確認するなど、早期から情報を収集し、保育所の職員間で共有するようにしましょう」「アレルギー対応と同様に、毎月の献立表をみて、宗教上食べられないものがあるかどうか確認してもらおう」とあり、入園時に事前の把握と、毎月の献立表配布時の定期的な確認を事例として挙げている。先行研究においても、同様に保護者から確認する機会として、入園時や(宇佐美・三科, 2020a; 宮本・亀村, 2020 等)、毎月の献立表配布時(青山, 1999; 小宅・中, 2018 等)を挙げている。

保護者から確認する方法としては、入園時に給食対応調査票に記入してもらい把握することや(宮本・

外国にルーツを持つ子どもの宗教に配慮した食事対応の動向

亀村, 2020)、入園時に食材等の宗教上の配慮事項は細かく確認し、どこまでを保育所で配慮するのか話し合いを重ね合意を得ることが挙げられた(林, 2014)。また、入園時の面談で通訳のボランティアに交えた場合や(伏見, 2013)、公立の保育施設では、市が事前に把握して保育施設に伝える場合もある(四日市, 2020)。一方、毎月の献立表配布時では、献立表を渡して禁止された食材を尋ねることや(小宅・中; 2018)、献立表に禁止された食材が入っている献立日に赤印をつけてもらう(青山, 1999)、献立の写真を見せる(全国幼児教育研究協会, 2017)など視覚的な情報を使用して、定期的な確認を行っていた。

先行研究では、給食対応調査票や献立表などを用いていたが、それ以外にも、神戸市(2021)の「就学前児童施設のための指さしコミュニケーションシート」など市や協会が作成した多言語対応の資料の中には、禁止された食材を尋ねる項目があり、保護者から確認をとる際に活用できると思われる。

聞き取る際の注意点として、佐久間(2018)は、「同じ宗教でも国や地域、個人などによって考え方に幅があり一方的に決めつけてはならない」、「イスラム教だからと園から『豚肉や酒は禁止ですね』と申し出るのではなく、初めに相手が園に対してどのような対応を望むのかを聞いて、決めることが重要」であるとステレオタイプの決めつけで対応しないことを示唆していた。また、聞き取りの際、保護者と関係性を構築する必要性も言及されており、角野(2006)は、「禁止される食材の把握だけでなく、タブーが生まれた背景についてある程度の知識や理解がなければ、信頼関係を形成するのは難しい」と指摘し、林(2014)も宗教の基礎的知識だけでなく「相手の立場を想像しようとする努力が前提」だと指摘した。

また、保護者から確認した情報の職員間の共有も言及されている。厚生労働省(2020)は「早期から情報を収集し、保育所の職員間で共有する」よう推奨しており、厚生労働省(2021)の報告では、栄養士や看護師が確認し情報を共有している保育施設が報告されている。林(2014)の研究では、禁止された食材の把握だけでなく、戒律を守ることの意味など、職員間で共通理解を持つことが重要だと指摘している。

食材の除去

先行研究では、料理を提供する際、禁止された食材の除去を行っている(塩野谷, 2004; 林, 2014 等)。除去の方法は、食物アレルギーを持つ子どもへの対応と類似しており(新倉, 2001)、求められる慎重さは食物アレルギーの場合と同様であると指摘されている(林, 2014)。実際に、市の「保育所におけるアレルギー対応マニュアル」に準じた対応をしている保育施設もある(宇佐美・三科, 2020a)。

禁止された食材を除去するだけでなく、代替食品を使用する場合もある(三浦, 2010; 林, 2014 等)。代替食品の具体例としては、アルコールが不可の場合は、醤油は使用せず調味料を塩に変更や(厚生労働省, 2021)、豚肉が不可の場合は、豚肉の代わりにツナや鶏肉の使用、コンソメの代わりに和風だしの使用、ソーセージの代わりに魚肉ソーセージの使用などである(林, 2014, 宇佐美・三科, 2020a)。また、代替食品を使用する際、材料は違っても仕上がりを同じになるよう配慮をすることや(三浦, 2010; 堀田・鈴木・森本ら, 2010 等)、食材を変えて、別のメニューを作ることもある(小宅・中, 2018)。

加えて、同じ宗教の子どもが複数いる場合は、家庭によって宗教の厳格さが異なるため、その年にいちばん厳しい除去が必要な子どもに合わせて除去を行う事例も報告されている(宇佐美・三科, 2020a)。そのような場合、除去の基準を合わせる上で、同じ宗教の保護者全員に了承を得て実施しているという(宇佐美・三科, 2020a)。また、調理を調理業務委託業者に委託する場合でも、同様に保護者に確認をとり基準を合わせる対応を行っていることが報告されている(宇佐美・三科, 2020b)。

さらに、異なる宗教の子どもが在園する場合の対応も報告されている(佐藤, 2020; 山崎, 2021)。山崎(2021)の事例では、複数の小鍋で個別に調理し配膳していた。一方、佐藤(2020)の事例では、イスラム教や、ヒンドゥー教、ベジタリアンの子どもが同時に在籍する期間に、誤食の危険を避けるため、肉類を一切入れない魚類と大豆製品中心の献立にしていた。この事例では、保護者に入園時に肉類不使用の献立について説明を行っていた。このように、食材の除去の方法は、個別対応だけでなく、基準を合わせた対応や、宗教を問わず子どもが同じものを食べられるよう献立を工夫する対応など様々であった。

ところで、調理活動をする場合では、イスラム教の保護者に確認をとり、子どもが調理の際に豚肉に

触れることは許可して、食べる場合は、豚肉の代わりに鶏肉の料理を提供した事例がある(佐久間, 2018)。

代替食として弁当の持参

食材の除去が難しい料理があることや、給食センターからの配送や市の統一献立などで個別対応ができないなど、食材の除去が難しい場合もあると思われる。厚生労働省(2020)の事例では、「食べられないものがあり、園としても対応が難しい場合には、弁当を持参してもらうようにしている」と記載されている。先行研究でも、同様に食材の除去が難しい場合や、保護者の要望を保育施設で対応できない場合は、保護者に弁当を持参してもらう対応がみられた(堀田・鈴木・森本ら, 2010; 宮本・亀村, 2020 等)。また、おやつの場合、事前に保護者に知らせて、似たものを持参できるよう配慮した事例もある(山田, 1998; 佐藤, 2007)。加えて、市で除去の基準を統一している場合もあり、例えば、四日市市(2020)では規定された対応以上の厳格な対応を求められた場合は、給食での対応は困難なため、保護者との面談の上、弁当持参も可としていた。これらのことから、保育施設で対応できる範囲と、保護者の要望が一致しない場合は、保護者に弁当の持参を要請していると思われる。

(3) 先行研究の課題

先行研究では、母親は除去を望まないが、父親は給食を食べさせないよう要望する場合、母親の意見を取り、父親に伝える際に口裏を合わせた対応も報告され、課題として挙がっていた(小宅・中, 2018)。このように、夫婦の意見が相違する場合など、形式化された方法では対応が難しい場合もあると考えられる。そのため、複雑な事例の対応を調査し、様々な対応を紹介する必要がある。

3-2 「ハラール食・コーシャ食の取り扱い」

(1) 事項

「宗教上禁止された食材の除去」では、特定の食材を避けることが求められるが、一方で、宗教上認証された食材も存在する。具体的には、イスラム教徒が食べてよいとされる「ハラール食」や、ユダヤ教徒の「コーシャ食」などがある。これらの食品は、宗教上の禁止された食材を含まないのはもちろんのこと、認証機関から認証を受けた食品であることが共通している。先行研究では、実際に保護者が保育施設にハラール食を使用するよう求める事例も報告されている(佐久間, 2018)。

(2) 取組・対応

先行研究では、イスラム教の「ハラール食」の取り扱いやその対応について報告されているため、ここでは、「ハラール食」の対応を記述する。具体的には、保護者に対して「ハラール食の確認」を行うことと、「ハラール食の調達・調理」に関わる内容がみられた。以下でそれぞれの解説を行う。

ハラール食の確認

ハラール食の対応として、厚生労働省(2020)は「ハラール食といっても、宗派等によって禁止される食材や程度は異なるため、その都度丁寧に確認をする必要がある」と同じイスラム教でも、宗派によってハラール食の差異があることを指摘している。先行研究でも、イスラム教の保護者が必ずしも、ハラール食を望んでいるのではなく、ハラール食という選択肢ができたとしても、あえてハラール食を選ばない家庭があることが報告されている(小宅・中, 2018)。具体的には、小宅・中(2018)は保護者によって、「ハラール食のみ可とする者」と「禁止されている豚肉等さえ回避すればハラール食でなくとも可とする者」、「豚肉等も含めハラール食以外の食も可とする者」に分けられることを明らかにした。そのため、宗教上の禁止された食材と同様に、保護者がハラール食を希望するか把握する必要があると思われる。

また、厚生労働省(2020)の事例では、実施に際して、保護者からだけでなく、NPO 法人の支援団体から聞き取りを行い、職員間で情報共有していた。このように、専門的な知識を集め共有する必要もある。

ハラール食の調達・調理

ハラール食の調達・調理について先行研究でみられた対応を説明する。ハラール食を調達する際は、母国で聖別(儀礼的にきよめ、世俗的使用から区別する行為)されたハラールミート⁵⁾を輸入し冷凍保管していた(吉野, 1999; 三浦, 2010)。一方、日本のハラール認証団体から審査を経て、ハラール認証⁶⁾を

外国にルーツを持つ子どもの宗教に配慮した食事対応の動向

受けた給食を提供する保育施設も報告されている(Halal Business Online, 2020※以下HB0略)。また、ハラール食を調理する上で、禁止された食材を調理した調理器具は使用してはならないため(森田・島, 2015)、調理器具等を分ける必要がある。実際に、ハラール食を提供する保育施設では、調理場の分けや、調理器具の置き場所等のレイアウトの変更が行われている(HB0, 2020)。

一方で、保育施設でハラール食を準備することが困難なことも指摘されている(佐久間, 2018; 中野, 2020)。具体的には、ハラール食の理解や食材を見つけることに苦労している保育施設や(中野, 2020)、以前ハラールミートを用意していたが取り扱えなくなった保育施設が報告されている(佐久間, 2018)。佐久間(2018)は、ハラールミートを用意できなくなった理由として、英語で発注する難しさや、値段が変動することと入荷状況が把握できない入手の難しさ、調理の際の取り扱いの難しさ、アレルギー食と並行して調理する複雑さを挙げていた。このように、調理時間や予算の限られている給食では、取り扱いが困難な場合があり、実施には検討が必要である。実際に、厚生労働省(2021)の調査でも、ハラール食などで給食が食べられない場合、弁当を持参することが具体的な取組内容として挙がっており、小宅・中(2018)の研究でも、ハラール食を用意できないため保護者に弁当を持参してもらう対応がみられた。

(3) 先行研究の課題

先行研究では、ユダヤ教のコーシャ食について、保育施設で取り扱った事例はなかったが、養成校の授業で教えていることが報告されている(津田・橋本・中村ら, 2020)。事例ではみられなかったが、今後は、コーシャ食をとり扱う際の注意点や、仕入れ方法等の知見も必要になると思われる。

3-3 「断食」

(1) 事項

外国にルーツを持つ子どもの中には、宗教的理由で断食を行う場合がある(石橋・五藤, 1995)。断食を行う宗教には、イスラム教のラマダン月の断食(サウム)や、ユダヤ教のヨム・キプール⁷⁾等の断食、ヒンドゥー教徒とジャイナ教徒のウプヴァース⁸⁾などがある。先行研究では、イスラム教のラマダン月の断食を取り上げており、他の宗教の断食は扱われていないため、ラマダン月の断食について解説を行う。

ラマダン月の断食は約1ヵ月間、日の出から日没まで飲食を絶ち、夜に食事をとる期間となる(黒木, 2014)。一般的に思春期以前の子どもに断食の義務はないとされており(黒木, 2014)、男性は精通開始後、女性は生理開始後とされるため(小宅・中・安田, 2019)、幼児期に断食を実施しないとされている。そのため、幼児期にラマダン月の断食を実施することは児童虐待にあたるという意見もある(小宅・中・安田, 2019)。実際に、保護者の聞き取りから、幼児期のラマダン月の断食の実施をしなくてよいとする保護者の意見もみられた(中・小宅, 2018)。

一方、ラマダン月の断食を、幼児期に実施する家庭もある。ラマダン月の断食を早期から子どもに実施する家庭では、断食に対する圧力、プレッシャーを感じずに習慣にしやすいことを理由に実施する場合がある(矢野経済研究所, 2014)。先行研究でも、保育施設の幼児に対して、保護者がラマダン月の断食を要望したことが報告されている(小宅・中・安田, 2019; 山崎 2021)。

(2) 取組・対応

幼児期のラマダン月の断食の実施について否定的な指摘もあるが、先行研究では、ラマダン月の断食の実施を想定した対応も説明されている。以下では先行研究でみられた、「ラマダン月の断食の実施の確認」と「ラマダン月の断食を実施する際の配慮」について説明を行う。

ラマダン月の断食の実施の確認

上述したように、ラマダン月の断食は幼児期に実施されないとされているが、幼児期であっても実施を望む保護者もいる。駒井(2014)は、保育施設は、ラマダン月の断食を子どもが行うかどうかなどを保護者と事前に相談を行い判断する必要があると指摘していた。また、宮本・亀村(2020)は、ラマダン月の断食について「どのようなことに配慮が必要か、入園時にできるだけお尋ねする」ことを推奨しており、ラマダン月の断食の実施の可否だけでなく、それに関わる情報も把握する必要があると思われる。

具体的には、ラマダン明けに親戚で集まってお祝いをすることや、家族で旅行に出かけるなど習慣も様々であるため(宮本・亀村, 2020)、子どもの出席なども把握する必要があるだろう。加えて、ラマダンの時期のため、保護者参加の遠足で弁当を持参しない保護者がいた事例もあり(勅使・清水;2001, 宮本・亀村, 2020)、時期によっては保護者のラマダンの実施も把握する必要があると思われる。

ラマダン月の断食を実施する際の配慮

幼児の断食を受け入れる場合、当日は、他の幼児と同じように運動や遊びの活動をさせてはならないことが指摘されている(中・小宅, 2018)。そのため、断食を受け入れる場合は、当該児の活動量を見直す必要があると思われる。このような対応は、総務省(2017)が小中学校のラマダン月の断食の対応を調査した結果と共通しており、「昼休みは別室で過ごす」「午後の授業は無理をさせない」と活動量に配慮することが挙げられた。加えて、「給食前に早退する、又は数日欠席する」対応も挙げられていた。

(3) 先行研究の課題

他の宗教の断食の場合でも、ラマダン月の断食のように、保護者から断食の実施の確認と、実施する際に活動量に気をつけるといった同様の配慮が必要なのかもしれない。しかし、宗教ごとに断食の内容は異なるため、ラマダン月の断食の対応と同一であると断言することできず、検討が必要である。

また、先行研究の対応は、実施を前提とした対応であるが、中・小宅(2018)は、「幼児に対する過度な断食が命にかかわることになることへの理解も保育者には必要である」と指摘している。そのため、子どもの体調や預かり時間等を加味して、保育施設で断食が実施できるか検討する必要があるかもしれない。先行研究ではみられないが、実施が困難な場合の対応の仕方、今後調査する必要があると考える。加えて、小宅・中・安田(2019)の事例では、幼い女児の断食を幼稚園や小学校においても保護者が要求し、脱水症状を懸念して現場は混乱したものの、最後は保護者の意向に従ったことが報告されている。ラマダン期間中の飲食は制限されるため、脱水症状など子どもの健康管理は保育施設として懸念すべき内容である。この事例では問題はなかったが、子どもが体調を崩した場合の対応の知見も必要となる。

3-4 「食事制限を嫌がる子どもの対応」

(1) 事項

「食事制限を嫌がる子どもの対応」は、宗教上の理由で、給食で食べてはいけないものがあることや、弁当持参に対して、当該児が他児の給食をうらやましく思い、食べたがることや泣いてしまうことがある(青山, 1999;新倉, 2001 等)。当該児が他児と同じものを食べられないことを理解できないため、そのようなことになると報告されている(山田, 1998)。また、同じ給食を食べたがって、当該児が大声で泣き叫ぶと他児も動揺し影響が出るため、当該児だけの問題ではないことが指摘されている(新倉, 2001)。

(2) 取組・対応

「食事制限を嫌がる子どもの対応」について、保育者が対応に苦慮することや(新倉, 2001)、子どもの感情がからむだけに、難しい判断がせまられることが指摘されている(山田, 1998)。先行研究では、子どもの「食べたい気持ちを優先」して禁止された食べ物を与える対応と、「食事制限を優先」する対応に分けられる。以下では、それぞれの対応について説明を行う。

食べたい気持ちを優先

先行研究では、子どもの気持ちを優先して、デザートぐらいは黙認して食べさせよう判断した保育施設があったことを報告している(山田, 1998)。しかし、保護者に確認を得ず、子どもの気持ちを優先して、禁止された食べ物を与えると問題になる可能性があり、保護者に確認をする必要がある。実際に、保護者から確認をとって提供した事例もある(新倉, 2001)。新倉(2001)の事例では、保育者としては、相手の宗教上のしきたりを尊重すべきであるが、母親との話し合いで「自分の子どもが泣くことで、他の子どもへの指導に大きな影響を与えるのは大変心苦しい。あくまで先生の判断にまかせる」という折り合いの付け方をしてきた。その際、母親は「万が一他の子どもと同じものを食べさせた場合でも、それを自分には伝えないでほしい」と希望していた。

外国にルーツを持つ子どもの宗教に配慮した食事対応の動向

一方、保護者以外の関係者に確認をとった場合もあり、青山(1999)の事例では、当該児を知る大使館の通訳の人に事情を話したところ、食べたがる場合、肉はそのままでないよう見た目に配慮すれば、禁止されるものを提供してもよいと返答をもらっている。この事例では保護者に確認をとったかは明記されていないが、仮に保護者に黙認していた場合、関係者に許可を得ても問題になる可能性がある。

食事制限を優先

先行研究では、禁止された食べ物を与えることを一切認めないという方針の保育施設もある(山田, 1998)。一方で、保護者に事態を説明したが、「泣いてもかまわないから食べさせないでくれ」と返答をもらい食事制限を優先したことが報告されている(新倉, 2001)。また、新倉(2001)は、他の子どもの食べ物を欲しがらる場合は、その日の献立に合わせて同じような物を作ってきってもらう対応を挙げていた。

(3) 先行研究の課題

「宗教上禁止された食材の除去」では、アレルギー対応と類似すると指摘されていたが、子どもの気持ちを優先して、禁止された食材を与えることは、アレルギー対応ではみられないことだと考える。対応する際は、保護者に確認をとり判断を仰ぐ必要があり、容認する場合と断る場合で対応を変える必要がある。食事制限を優先する際の具体的な方法として、新倉(2001)はその日の献立に似た食べ物を持参してもらう対応を挙げた。しかし、物的な対応だけでなく、理由を理解できない子どもへの言葉がけや、気持ち寄り添い方などの対応も必要だと考える。特に、同じ宗教で禁止された食材を食べていい子どもと、食べてはいけない子どもがいるといった家庭の差がみられた場合の対応も考える必要がある。

3-5 「宗教による食事の違いの説明」

(1) 事項

宗教上の食べ物の忌避や、ハラール食の対応を行う中で、他児が除去食や弁当の持参など、同じ物を食べないことについて疑問持ち、保育者が理由を説明することがある(佐藤, 2007; 三浦, 2010; 林, 2014)。

先述した通り、文部科学省(2020)の「外国人幼児等の受入れにおける配慮について」では、「豚肉が食べられない、他の幼児と一緒に水着に着替えることができないなど、宗教や母国の習慣などで特別な事情がある場合には、外国人幼児等を特例として一方的に他の幼児に認めさせるのではなく、その文化について他の幼児に分かりやすく説明し、多様な文化に対する興味や関心を育んだり、多様性を受け止める機会となったりするようにすることが大切です」と記載されている。そのため、除去食や弁当の持参などについて他児の疑問がある場合、保育者は「多様な文化に対する興味や関心を育んだり、多様性を受け止める機会」として説明をする必要がある。先行研究でも、同じ食べ物を食べないことなどの子どもの疑問に答えることが、多文化理解の機会になると示唆されている(三浦, 2010; 林, 2014)。

(2) 取組・対応

文部科学省(2020)は、宗教や母国の習慣などで、食べられないものがあるなどの事情を他児に説明するよう推奨していたが、先行研究では、宗教的な理由で同じ食べ物を食べないことについて、どのような説明をしているのであろうか。先行研究での保育者の説明を分類すると、「宗教に触れずに説明」する場合と、「宗教に関連づけた説明」をする場合に分けられる。以下では、それぞれについて解説する。

宗教に触れずに説明

宗教に触れずに説明する場合は、家庭の方針や国に関連して説明していた(青山, 1999; 佐藤, 2007)。説明する際、宗教について触れないのは、保育者が子どもは宗教を理解することができないと判断したためだと指摘されている(青山, 1999; 佐藤, 2007)。しかし、宗教と関連づけずに説明すると、いじめや優位性を生む可能性があるとし唆されている(佐藤, 2007)。佐藤(2007)の調査では、イスラム教の食事制限のため、給食に弁当を持参することについての保育者の説明の仕方には、「いじめになってから説明しようとする事」、「個人の好き嫌いに還元して説明すること」、「家庭の方針に還元して説明すること」、「国に還元して説明すること」の4つの傾向があり、子どもたちの反応から課題が示された(表2参照)。

表 2 保育者の説明の仕方の傾向と子どもの反応 (佐藤, 2007 を基に作成)

説明の傾向	内容	結果
いじめになってから説明しようとする	他児が外国にルーツを持つ子どものお弁当持参について疑問に思っている実態に、保育者は気付いているものの答えなかった。	他児は、「外国の子だからお弁当食べてるんでしょう」と、独自に解釈をして、いじめにつながった。
個人の好き嫌いに還元して説明すること	保育者は、他児の疑問に答えようとしているが、宗教による食習慣の違いを個人の好き嫌いに還元して説明していた。	給食を食べられる子ども自身が、給食を食べられない外国にルーツを持つ子どもよりも優位に位置付ける考えにつながる危険性が示された。
家庭の方針に還元して説明すること	保育者は、外国にルーツを持つ子どものお弁当持参の理由を求める子ども(4歳児)の発達段階を考慮して、宗教について説明せずに、家庭の方針と関連付けて説明をした。	家庭の方針と関連づけて説明したが、他児は「外国」と関連付けて理解した。全ての「外国」で食習慣が決まっているわけではないという点を説明していないという課題がみられた。
国に還元して説明すること	保育者は、5歳児が「宗教」を理解できないのではないかとこの考えと、宗教はプライバシーに関わるものであるという考えのため、「国」に関連づけて説明をした。	他児は納得したものの、国全体で宗教が決まっているわけではないという課題が残った。一方、外国にルーツを持つ子どもは、給食は全て食べられないと捉えるようになり、他児と同じであることへの憧れを持つようになった。

佐藤(2007)は、表 2 の結果を受け、『「幼児は、宗教はわからない』と保育者が決めつけるのではなく、『宗教』というものがあり、それによって大切にされるものや生活習慣(食習慣)が決められていることを、幼児に分かる形で説明できる可能性がある』と宗教について説明するよう提案していた。

宗教に関連づけた説明

宗教に関連づけた説明する事例では、弁当の持参の質問に対して、保育者が国の違いや宗教による食材の制限を教えた事例や(三浦, 2010)、除去食の質問に対して、宗教によって食べ物が異なることがあることを3歳児ができるだけ理解できるよう伝えた事例がある(林, 2014)。具体的な記述がある林(2014)の事例では、給食の場面で、食物アレルギーのある B 児が、宗教上禁止された食材のある A 児について、「先生 A ちゃんはアレルギーなの？」と質問した。それに対して、保育者は「A ちゃんはね、B くんみたいな食べ物アレルギーとは違うのよ」と答えた。そして、「A ちゃんのおうちにはね、(中略)イスラムの神様がいて、その神様は、豚肉を食べてはいけませんよって言うてるから、A ちゃんのおうちではそれを守ってるの。だから、A ちゃんは豚肉の代わりに鶏肉のおかずなんだよ」と話すと、B 児だけではなく、A 児や同じテーブルの他児もしっかりと耳を傾けていた。

林(2014)の事例では、宗教的な理由に加え、アレルギーと区別して説明していた。石川・井石・上野ら(2007)も説明する際に、アレルギーと区別して説明するよう指摘していた。区別の仕方としては、食物アレルギーは、時に生死に関わる身体上の克服不可能な問題として、宗教上の理由は個人の意思の尊重を受け入れるために、「文化」として説明するよう指摘していた(石川・井石・上野ら, 2007)。

他方で、上野・石川・井石ら(2008)は、日常の保育で、民族、人種、言葉などの違いに触れる経験を通して、他児が、宗教上食事制限があることについての保護者の説明を受け入れることができたことを報告している。上野・石川・井石ら(2008)の研究では、日常の保育で異文化に触れる経験が、子どもが説明を受ける際の理解の下地になることを示唆している。

(3) 先行研究の課題

先行研究では、説明する際、同じ宗教であっても、宗派の違いや、地域差、個人差があることについて触れた事例はなかったが、同じ宗教の子どもの中にも食事制限の違いがある場合では、それらの違いに配慮した説明も必要になるだろう。また、林(2014)の事例では3歳児に説明をしていたが、子どもの年齢によって、どのような内容が理解できるか、どのような説明をすると理解しやすいのかといった、年齢に合わせた説明の仕方も調査する必要がある。

4. 考察

カテゴリーについて考察を行う。各カテゴリーで、同じ宗教でも宗派の違いや、家庭での差を考慮する必要がある、対応をする上でそれらの違いを把握する必要があることが窺える。特に、「宗教上禁止された食材の除去」、「ハラール食・コーシャ食の取り扱い」、「断食」のカテゴリーは、保護者の要望に基

外国にルーツを持つ子どもの宗教に配慮した食事対応の動向

づいて生じる事項であり、宗教や家庭の方針によって差異があると考えられる。また、「食事制限を嫌がる子どもの対応」と「宗教による食事の違いの説明」の категорияは、子どもが食事内容の差異に気づくことによって生じる事項であり、保育施設の給食と当該児の食事に差異があると生じる可能性がある。

各カテゴリーの取組・対応にも共通性がみられ、「宗教上禁止された食材の除去」、「ハラール食・コーシャ食の取り扱い」、「断食」の対応は、事前に保護者から確認をとることが対応の前提としてあった。また、「食事制限を嫌がる子どもの対応」においても、子どもの気持ちを汲んで食べ物を与えるかどうか、保護者に確認をとった上で対応の判断を仰ぐ事例もあった。上記の4つのカテゴリーは、食事の提供に関わる事項である。そのため、食事の提供に関わる事項では、保護者の確認をとり、保護者の判断に基づく対応を行うことが共通している。もちろん保護者の要望に沿えない場合もあるため、その際は、保育施設で実施できる範囲の対応を行っていると思われる。他方、「宗教による食事の違いの説明」は、保育者が、宗教上の食事制限に関する子どもの疑問に答える内容であり、この対応は、宗教の知識を説明すればいいだけではなく、子どもにどのように伝えるかといった、保育の専門性に関わる内容だと考える。そのため、保育者からの聞き取りや、観察を基に様々な事例を調査する必要があるだろう。

本研究の課題として、「ハラール食・コーシャ食の取り扱い」、「断食」の対応は、イスラム教に関するものであり、今後は他の宗教の対応の知見も必要になるだろう。また、先行研究では事項として挙げられるが、具体的な対応や取組がみられなかったものもある。具体的には、保護者が宗教的理由で面談より食事を優先することや(大場・民秋・中田ら, 1999)、日本の食事の挨拶は仏教を連想するため、保護者がイスラム教の食事儀礼を要望すること(星, 2018)などである。今後はこれらの内容に対する様々な知見も必要となる。加えて、本研究では日本の給食と他国の給食の形態の違いや、知識の混同を避けるため、海外の保育の研究を引用しなかったが、海外の保育施設での対応も把握して検討する必要がある。

注)

- (注1) 外国にルーツを持つ子ども：両親の両方または一方が外国出身者である子ども、日本国籍を含む重国籍の子ども、海外で生まれ育った子ども、生活言語が日本語ではない子どもを含む。
- (注2) ハラール食：「ハラール(halal)」とは、イスラム法上「許された」合法的行為を言うが、食品に関しては「食べてよい」もののことである(黒木, 2014)。仮に、豚肉やアルコール等を使用しない鶏肉や牛肉料理であっても、ハラールに基づいて処理されていないものは、ハラール食とはならない(小宅・中, 2018)。表記については、「ハラールフード」や「ハラールミール」と記載される場合もあるが、本研究では「ハラール食」を使用する。
- (注3) ラマダン：ラマダンとは、イスラム暦の第9月のことであり、神の存在を意識し、イスラム教徒としての連帯感や他者への思いやりを呼び覚ます機会とされている(宮本・亀村, 2020)。ラマダンの時期は毎年異なり、約1ヵ月間、日の出から日没まで断食を行う(駒井, 2014)。断食の期間が終了すると、皆で集まってお祝いをする(森田・島, 2015)。ラマダンという言葉も、「断食」として扱われることがあるが、断食(サウム)はお祈りなどと並んだ義務のひとつである。
- (注4) コーシャ食：ユダヤ教徒が食べてもよいとされる「清浄な食品」のこと。ラビ(ユダヤ教指導者により認証され「コーシャ認証」マークが付いている(農林水産省, 2019))。「コーシャフード」や、「コーシャミール」などの表記もあるが、本研究では、便宜上「コーシャ食」を使用する。
- (注5) ハラールミート：イスラム教の戒律に則り処理した食肉のこと(桜井, 2009)。ハラールミートは、餌、屠畜方法、解体処理や輸送・保管方法まで、細かく規定されている。
- (注6) ハラール認証：対象となる商品・サービスがイスラム法に則って生産・提供されたものであることをハラール認証機関が監査し一定の基準を満たしていると認めること(農林水産省, 2019)。各機関の認証に統一基準が存在しないこと等から、ハラール認証に対する考え方は一様ではない(総務省, 2017)。日本でも様々な認証機関がある。

(注 7) ヨム・キプール：ユダヤ教の祭日(贖罪の日)。ユダヤ教の新年が明けてから 10 日後に行われ、24 時間の断食を行う(上田, 2009)。これ以外にも年に数回断食が実施されるが、割愛する。

(注 8) ウプヴァース：ヒンドゥー教とジャイナ教で内容が異なる。ヒンドゥー教では、完全に食を断つ「絶食」と、塩やギー(澄ましバター)など特定のを断つ「節食」があり、宗教的祝日や特定の曜日に実施される(小磯, 2014)。ジャイナ教では、10 月下旬から 11 月上旬、開祖マハーヴィーラが悟りを開いた日の前日から翌日の夜明けまで、飲食を一切口にしない断食を行う(小磯, 2014)。

引用文献

青山東亜子 (1999) モハメッド君がやってきた-大人 6 人をひきつれて- 大場幸夫・民秋言・中田カヨ子・久富陽子編 外国人の子どもの保育-親たちの要望と保育者の対応の実態 萌文書林. 110-117

米国国務省民主主義・人権・労働局 (2019) 信仰の自由に関する国際報告書(2019 年版)-日本に関する部分 <https://jp.usembassy.gov/ja/religious-freedom-report-2019-ja/> (閲覧日 2021/2/1)

Halal Business Online (2020) 保育園の給食調理場にハラール認証

<https://halalbiz.jp/3506/nurseryschool-tsubomikai-report/>(閲覧日 2021/2/1)

林悠子 (2014) 食事に関する事例:保育 咲間まり子編 多文化保育・教育論 みらい. 39-46

星順子 (2018) 多文化時代に必要な保育者の配慮: 外国人の保護者へのインタビューを通して 新渡戸文化短期大学学術雑誌. 8. 23-32

堀田正央・鈴木篤・森本昭宏・宮内克代・萩原元昭 (2010) 日本語を母語としない保護者を持った子どもの保育環境に関する研究: K 市の事例を中心に 埼玉学園大学紀要 人間学部篇. 10. 139-151

伏見千悦 (2013) 札幌市に居住する外国人児童の保育に関する一考察 北翔大学生涯学習システム学部研究紀要. 13. 71-78

石橋尚子・五藤葉子 (1995) 外国籍児の受け入れにともなう保育環境の整備に関する研究 (1):愛知県内市町村の保育所への受け入れ対策を中心に 日本保育学会大会研究論文集. 48. 722-723

石川由香里・井石令子・上野葉子・田淵久美子・西原真弓・政次カレン・宮崎聖乃 (2007) 長崎市における外国籍児童保育の現状について 活水論文集 健康生活学部編. 50. 77-89

観光庁 (2010) 多様な食文化・食習慣を有する外国人客への対応マニュアル

<https://www.mlit.go.jp/common/000059429.pdf> (閲覧日 2021/2/1)

Kittler, P. G., Sucher, K. P. & Nelms, M. (2016) Food and culture Wadsworth Pub Co. 83

小磯千尋 (2014) インド-ヒンドゥー教とジャイナ教 南直人編 宗教と食 ドメス出版. 149-152

神戸市 (2021) 就学前児童施設のための指さしコミュニケーション <https://www.city.kobe.lg.jp/a36812/kosodate/shien/shinseido/shorui/pamphlet.html>(閲覧日 2021/2/10)

厚生労働省 (2020) 保育所等における外国籍等の子どもの保育に関する取組事例集

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2020/04/koukai_200427_1_3.pdf (閲覧日 2021/2/1)

厚生労働省 (2021) 外国籍等の子どもへの保育に関する調査研究

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210426_16.pdf (閲覧日 2021/3/31)

厚生労働省 (2021) 日本における外国人の人口動態 12_betu.pdf (mhlw.go.jp) (閲覧日 2021/9/10)

駒井美智子 (2014) 保護者への支援の事例:保育 咲間まり子編 多文化保育・教育論 みらい. 47-51

小宅理沙・中典子 (2018) 多文化の子どもの母親が保育者に求める配慮:イスラム法にもとづく食への配慮を中心として 社会福祉科学研究 7. 99-109

小宅理沙・中典子・安田誠人 (2019) 保育者に求められるイスラム教に関する基礎知識とは:「保育・教育施設関連指針・要領の解説の考察」と「保護者対象のプレ調査結果」の比較をもとに 関西教職教育研究. 6. 17-23

黒木英充 (2014) イスラーム-コーランとハーディスから 南直人編 宗教と食 ドメス出版. 68-89

外国にルーツを持つ子どもの宗教に配慮した食事対応の動向

- 宮本由美子・亀村真澄 (2020) 「一人一人によりそう」基本は同じ 咲間まり子編 保育者のための外国人保護者支援の本 かもがわ出版. 34-37
- 宮崎元裕 (2011) 日本における多文化保育の意義と課題 保育者の態度と知識に注目して 京都女子大学発達教育学部紀要. 7. 29-137
- 三浦正子 (2010) 外国人労働者の子育てに関する一考察--東海地区の保育所における多文化共生保育を中心に 現代教育学部紀要. 2. 89-103
- 文部科学省(2020) 外国人幼児等の受入れにおける配慮について
https://www.mext.go.jp/content/20200306-mext_youji-000005738_01.pdf(閲覧日 2021/2/10)
- 森田武志・島宗俊郎 (2015) ムスリム観光者へのハラール食対応の現状および「観光の食」が媒介する満足や意味に関する予備的考察 名古屋経営短期大学紀要. 56. 19-34
- 中典子・小宅理沙 (2017) 多文化の子ども・子育て支援に必要なこと: 文献・資料にもとづいて 地域福祉サイエンス. 4. 117-123
- 中典子・小宅理沙 (2018) ムスリム家庭の子ども・子育て支援の充実に向けて保育者が把握すべきこと: 母親らが考える「保育・教育施設へのイメージ」と「日常生活」より考える 地域福祉サイエンス. 5. 137-146
- 中野明子 (2020) 多文化保育のために園ができること-保育者のエピソードから 咲間まり子編 保育者のための外国人保護者支援の本 かもがわ出版. 53-59.
- 日本保育園保健協議会(2011) 保育所における食事の提供に関する全国調査 <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001yhvg-att/2r9852000001yi0h.pdf> (閲覧日 2021/2/10)
- 日本保育協会 (2008) 保育の国際化に関する調査研究報告書
https://www.nippo.or.jp/research/2008.html#h20_b (閲覧日 2021/2/10)
- 新倉涼子 (2001) 外国人児童の保育への負担度および保育士の異文化理解の姿勢に影響を及ぼす要因の検討 保育学研究. 39(2). 176-184
- 農林水産省 (2019) 輸出バリューチェーン構築サポートガイド
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gaidobookpdf/pdf.html> (閲覧日 2021/1/17)
- 大場幸夫・民秋言・中田カヨ子・久富陽子 (1999) 外国人の子どもの保育-親たちの要望と保育者の対応の実態 萌文書林. 199-200
- 佐久間映子 (2018) 保育園のランチは最高よ:イスラム教の保護者との関係づくり 季刊保育問題研究. 290. 200-203
- 桜井啓子 (2009) 日本に暮らすムスリムたち 東洋学報. 90(4). 400-402
- 佐藤千佳子 (2020) イスラムの子もいっしょに食べる 献立 咲間まり子編 保育者のための外国人保護者支援の本 かもがわ出版. 38-39
- 佐藤千瀬 (2007) 異文化間教育の視点から見る食育--「当たり前」の問い直し 聖学院大学総合研究所紀要. 41. 192-207
- 佐藤陽子・新沢誠治・勅使千鶴・中村悦子・畠中徳子 (1994) 外国人の子どもの家庭と園との相互支援 保育学研究. 32. 42-49
- 塩野谷斉 (2004) 浜松市における多文化保育-保育所における外国人児童受け入れの現状と保育現場の工夫を中心として 浜松学院大学・浜松学院大学短期大学部研究論集 1. 153-172
- 総務省 (2017) 宗教的配慮を要する外国人の受入環境整備等に関する調査-ムスリムを中心として-の結果 https://www.soumu.go.jp/main_content/000521418.pdf (閲覧日 2021/2/1)
- 角野雅彦 (2006) 国際化する保育の現状と課題に関する一考察--外国人の子どもの保育と保護者への支援をめぐる 四国学院論集. 120. 63-86

幼年教育 WEB ジャーナル第 4 号

出入国在留管理庁 (2018) 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律

http://www.moj.go.jp/isa/laws/nyuukokukanri05_00017.html (閲覧日 2021/2/1)

出入国在留管理庁 (2020) 在留外国人統計

http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html (情報取得 2021/11/1)

勅使千鶴・清水民子 (2001) 大学関係保育所の役割Ⅱ:異文化接触の諸問題 日本保育学会大会研究
論文集. 54. 236-237

津田晶子・橋本一雄・中村芳生・水元芳・松隈美紀 (2020) 「世界の食と文化」授業実践報告: グ
ローカルな視点で食育のできる栄養士・保育士育成に向けて 中村学園大学・中村学園大学短期
大学部研究紀要. 52. 163-171

上田和夫 (2009) ユダヤ教小辞典・補遺 福岡大学研究部論集 A:人文科学編. 9(2). 43-79

上野葉子・石川由香里, ・井石令子・田渕久美子・西原真弓・政次カレン・宮崎聖乃 (2008) 長崎市にお
ける多文化保育の現状と展望 保育学研究. 46(2). 277-288

宇佐美明子・三科優子 (2020a) 伝わるまでのプロセスを楽しむ気持ちで 咲間まり子編 保育者のため
の外国人保護者支援の本 かもがわ出版. 30-33

宇佐美明子・三科優子 (2020b) 食事メニューの工夫 ~異文化の食の支援~ 保育の友 7 22-24

山田千明 (1998) 保育機関における外国人幼児受け入れの実態とその課題-茨城県つくば市における調
査から- 比較・国際教育. 6. 145-156.

山崎由美子 (2021) 文化・食の違いを超えて-未来にはばたく国際学術研究都市「東広島」- [https://
www.jichiro.gr.jp/jichiken_kako/report/rep_saga35/09/0904_jre/index.htm](https://www.jichiro.gr.jp/jichiken_kako/report/rep_saga35/09/0904_jre/index.htm) (閲覧日 2021/2/1)

矢野経済研究所 (2014) 子供に断食を教えましょう。

https://www.yano.co.jp/Indonesia_HALAL/topic/show.php?id=4 (閲覧日 2021/2/1)

四日市市 (2020) 保育園・認定こども園給食におけるハラール対応の考え方について

<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1585034980554/index.html> (閲覧日 2021/2/1)

吉野純子 (1999) 違うことは豊かなことを教えてくれたバングラディッシュ姉妹との出会い 大場幸夫・
民秋言・中田カヨ子・久富陽子編 外国人の子どもの保育-親たちの要望と保育者の対応の実態 萌
文書林. 118-122

全国幼児教育研究協会 (2017) 幼児期における国際理解の基盤を培う教育の在り方に関する調査研究-
外国籍等の幼児が在園する幼稚園の教育上の課題と成果から-